証券税制の基礎
～「証券投資」ってなに？～

株式の税制（譲渡益課税）

東海東京証券

資料作成：東海東京ウェルス・コンサルティング㈱

1．株式等の譲渡益課税の概要

上場株式等

譲渡損益

上場株式等の
譲渡所得等

- **申告分離課税**

  年間の株式等の譲渡所得等 ×20.315%

  ※証券会社等を経由して売却したものに限ります。

- **原則、確定申告による納税**

特定口座
（源泉徴収あり口座）

源泉徴収　譲渡所得×20.315%
確定申告は不要
（申告することも可能）

【譲渡損益の計算】　譲渡損益は、取得・売却時に支払った手数料等も含めて計算します。

売却代金 − (**取得価額**（買約定代金 買い委託手数料等） ＋ **売り委託手数料等**) ＝ **譲渡損益**

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は2019年6月時点の制度をもとに作成しており、
内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は、税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

2．取得価額の算定方法

①　複数回に分けて取得した株式の取得価額⇒取得した株数に応じて取得価額を平均

A銘柄　4月
@500円×1,000株
取得総額500,000円

＋

A銘柄　5月
@700円×1,000株
取得総額700,000円

総取得数量2,000株

⇒

A銘柄　取得価額
@600円×2,000株
取得総額1,200,000円

②　株式分割等により取得した株式の取得価額⇒従前の株式と合わせて取得価額を修正

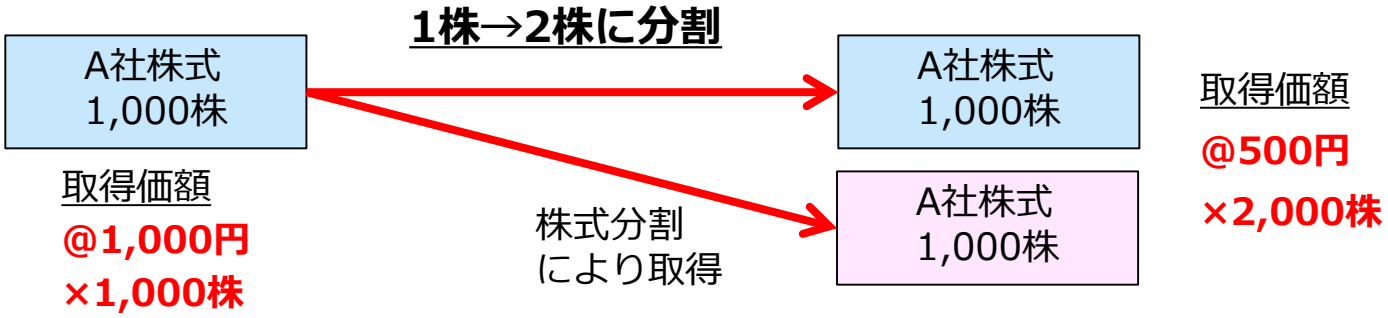

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は2019年6月時点の制度をもとに作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は、税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

3．取得価額が不明な場合

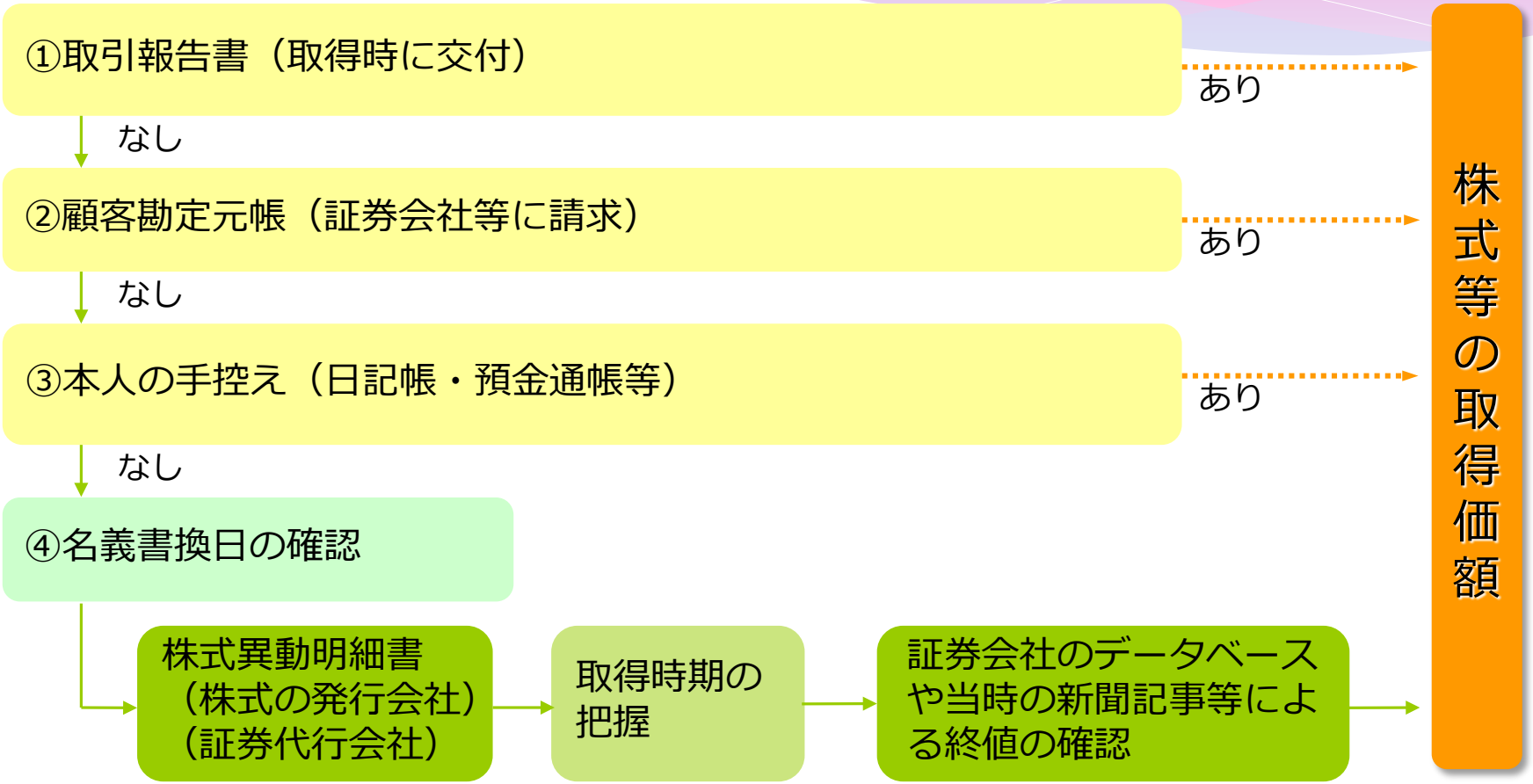

上記①～④の方法で取得価額を確認できない場合は、『売却代金の５％（売却に係る手数料・消費税などを除く）』を概算取得価額として申告することも認められています。

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は2019年6月時点の制度をもとに作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は、税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

4. 譲渡損失の特例

年間の譲渡損失

【上場株式等の譲渡損失と配当等との損益通算の特例】

譲渡損失 → 配当等

上場株式等の配当等と通算することができます。

【譲渡損失の繰越控除の特例】

（翌年以降　1年目～3年目）

譲渡損失 → 譲渡益

譲渡損失 → 配当等

譲渡損失を翌年以降3年間繰越し、将来の譲渡益・配当等と通算することができます。

※『上場株式等の譲渡損失の繰越控除の特例』の適用には継続して確定申告が必要です。
（株式等の譲渡を行わなかった年でも確定申告が必要です。）

当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は2019年6月時点の制度をもとに作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は、税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようにお願いいたします。

【金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券（株）が許諾を受けて提供いたしております。
金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。
手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商　号　等　　：東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第１４０号

加 入 協 会　　：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会